


介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書の見方

※年度を通して介護保険料を年金差し引きにより納付いただく
予定の方に送付している通知です。

様式第33号



介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

あなたの介護保険料を次のとおり決定し、介護保険法第129条及び第135条の規定に基づき、年金から特別徴収しますので通知いたします。

イ

ロ

ハ

被保険者氏名			
被保険者番号	宛名コード	生年月日	

○ の介護保険料額（年額）

所得段階の区分	段階	決定保険料額	円
---------	----	--------	---

○介護保険料額算出の基礎（賦課期日現在の状況）

合計所得金額※1				円
課税年金収入額				円
市県民税の課税状況※2	(本人)		(世帯)	
所得段階				段階
基本保険料額				円
加入月数				か月
決定保険料額				円

※1 地方税法に規定する合計所得金額から、市県民税の課税状況（本人）により次の額を差し引いています。
非課税：公的年金等の雑所得
課税：介護所得の特別控除額

※2 課税状況が不明の場合も、非課税と表示しています。

○年金から差し引かれる額（特別徴収）

	特別徴収対象月	保険料額	
仮徴収		円	
		円	
本徴収		円	
		円	

の年間保険料額は7月に確定し、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を10月・12月・2月に差し引きます。

○特別徴収仮徴収額

	特別徴収対象月	保険料額	
仮徴収		円	
		円	
本徴収		円	
		円	

の仮徴収額です。
10月以降の金額は、7月に再度お知らせします。
◆仮徴収と10月以降の金額との差額が大きい方は8月の保険料額を変更する場合がありますので、7月の通知でご確認ください。

特別徴収義務者	特別徴収対象年金
---------	----------

※詳細は、上図①・②・③部分に分割して次のページ以降に記載しています。

イ

(1/2) ……保険料の算定内容が確認できます。

被保険者氏名			
被保険者番号	宛名コード	年月日	

こちらに記載がある方の介護保険料についての通知です。

電話等でお問い合わせの際は、「宛名コード」をお伝えください。

ロ

○ の介護保険料額 (年額)			
所得段階の区分	段階	決定保険料額	円
○介護保険料額算出の基礎(賦課期日現在の状況)			
合計所得金額※1			円
課税年金収入額			円
市県民税の課税状況※2	(本人)	(世帯)	
所得段階	段階	※1 地方税法に規定する合計所得金額から、市県民税の課税状況(本人)により次の額を差し引いています。 非課税：公的年金等の雑所得 介護所得の特別控除額 課税：課税所得の特別控除額	
基本保険料額		円	
加入月数		か月	※2 課税状況が不明の場合も、非課税と表示しています。
決定保険料額		円	

当該通知により決定した保険料額を記載しています。

介護保険料の算定基礎となる「所得段階」を基準日における被保険者本人の市県民税課税の有無、前年の所得及び世帯員の市県民税課税の有無により決定します。
 *住民税の申告をしていないなどの理由で、収入状況を小山市で把握していない方が同世帯にいる場合、その方は収入がないもの(住民税非課税)として暫定的に所得段階を決定します。
 *介護保険料の所得段階基準については、小山市ホームページをご覧ください。
「第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料」

当該年度の保険料額の算定内容です。
 ●「基本保険料額」
 ⇒決定された「所得段階」に応じた「基本保険料額」(12ヵ月分)を記載しています。
 ●「加入月数」「決定保険料額」
 ⇒介護保険料は年度単位で計算しています。「加入月数」には保険料がかかる月を記載しています。「決定保険料額」には当該年度に納付が必要となる保険料を記載しています。

八

(2/2) …年金差し引きにより納付いただく分 (特別徴収) の明細です。

○年金から差し引かれる額(特別徴収)	
特別徴収対象月	保険料額
仮徴収	円
	円
	円
本徴収	円
	円

の年間保険料額は7月に確定し、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を10月・12月・2月に差し引きます。

特別徴収仮徴収額	
特別徴収対象月	保険料額
仮徴収	円
	円
	円

の仮徴収額です。7月に再度お知らせします。10月以降の金額は、仮徴収と10月以降の金額との差額が大きい方は8月の保険料額を変更する場合がありますので、7月の通知でご確認ください。

特別徴収義務者	特別徴収対象年金
---------	----------

何月支給の年金から、保険料がいくら差し引かれるのかを記載しています。

翌年度の4・6・8月の年金から差し引かれる予定の額を記載しております。
 年度の保険料が決定するまでの期間、当該年度の保険料に基づいた仮の額で年金から差し引かれます(仮徴収)。
 * 仮徴収額と翌年度10月以降に年金から差し引かれる保険料(本徴収)の差が大きい場合には8月の仮徴収額を調整する場合があります。
 7月の通知でご確認ください。

保険料が差し引かれる年金について記載しています。
●特別徴収義務者
 ⇒あらかじめ年金から保険料を差し引き、ご本人に代わり保険料を納付する義務を負う者です。(日本年金機構など)
●特別徴収対象年金
 ⇒保険料が差し引かれる年金を記載しています。複数の年金を受給している方は優先順位の高い年金から保険料が差し引かれます。